

届出事項の異動届

(届出年月日) 令和〇年 4月 3日

総務大臣 殿
福岡県選挙管理委員会

団体名称や、事務所所在地の異動では、規約の変更が伴うので注意のこと。

政治団体の名称 九州甲野会
事務所の所在地 大牟田市△△町4番地
代表者の氏名 大牟田 四郎 【署名又は記名押】

印】

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。
記

異動事項	異動内容			異動年月日
団体名称 (*)	新 (ふりがな) 資金管理団体の指定を受けている団体で、団体名称、事務所所在地、代表者が異動する場合は、資金管理団体の異動届(取消届)も併せて提出すること。	旧)	令和 年 月 日
主たる事務所の所在地 (*)	〒 818 - 0137 福岡県 大牟田市△△町4番地 電話 0944 - 23 - 4568 福岡県 福岡市博多区○○7丁目7番7号	新	〒 818 - 0115 大牟田市□□町5番地 電話 0944 - 99 - 9999	令和〇年 3月29日
代表者 (*)	氏名 新 おおむた しろう 大牟田 四郎 旧 福岡 一夫	住 所 新 大牟田市□□町5番地 電話 0944 - 99 - 9999 旧 福岡市中央区○○1丁目1番1号	新の生年月日 □大 <input checked="" type="checkbox"/> 昭 □平 31年 2月 3日	異動年月日 令和〇年 3月29日
会計責任者	新 () 電話 — —	旧	□大 □昭 □平 年 月 日	令和 年 月 日
会計責任者の職務代行者	新 () のみ記入すること。 異動がない事項は記載不要。 電話 — —	旧	□大 □昭 □平 年 月 日	令和 年 月 日
その他	✓規約(規約の異動は新しい規約を添付すること。なお名称の変更は規約の添付が必要。) □課税上の優遇措置(□無から有へ □有から無へ) □その他()		3月29日	令和〇年 3月29日
国會議員関係政治団体の区分	新 □法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体(1号) ・代表者である公職の候補者に係る公職の種類(新) [] □法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体(2号) (ふりがな) ・公職の候補者の氏名(新) [] ・公職の候補者に係る公職の種類(新) [] □法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体() (ふりがな) ・主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名(新) [] ・主催する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類(新) [] ・主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名(新) [] ・主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類(新) [] □国會議員関係政治団体以外の政治団体	旧 □法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 ・代表者である公職の候補者に係る公職の種類(旧) [] □法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体(2) ・公職の候補者の氏名(旧) [] ・公職の候補者に係る公職の種類(旧) [] □法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体(3号) ・主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名(旧) [] ・主催する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類(旧) [] ・主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名(旧) [] ・主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類(旧) [] □国會議員関係政治団体以外の政治団体	後援している公職の候補者の公職の種類が変更になった場合、課税上の優遇措置が「無」になる場合があること。 (例) ・県議から市長・市議になる場合 ・国會議員関係政治団体(2号)でなくなる場合	年 日

※ 異動のあった事項の新・旧のみ記入し、異動のない事項の欄については記入しないこと。

※ 資金管理団体で(*)欄に異動がある場合は、必ず資金管理団体に関する異動等の届出も提出すること。